

## 令和3年度第2回豊田市 PCB 処理安全監視委員会 議事録

令和3年11月1日（月）

JESCO 豊田 PCB 処理事業所プレゼンテーションルームにて

午後 1時54分 開会

【事務局（白木）】 それでは、全員おそろいになりましたので、定刻より少し早いですが、ただいまから令和3年度第2回豊田市 PCB 処理安全監視委員会を開催させていただきます。

皆様におかれましては、お忙しい中、御参集いただきましてまことにありがとうございます。

また、入口での検温に御協力いただき、ありがとうございます。

前回に引き続き、新型コロナ感染対策のため、オブザーバーの出席を取りやめまして、委員の皆様と議題説明のための関係者のみの出席とさせていただきます。御了承ください。

携帯電話につきましては、マナーモードにさせていただくか電源をお切りいただきますようお願いいたします。

なお、本委員会は、議事録作成のため録音させていただきますことを御理解ください。

それでは、議事に先立ちまして豊田市環境部部長の清水から御挨拶申し上げます。

【豊田市環境部（清水部長）】 皆さんこんにちは。今年の4月から環境部長を拝命しております清水と申します。どうぞよろしく願いをいたします。

本日は、お忙しい中、安全監視委員会に御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

それから、新型コロナでございますけれども、感染者減少傾向ということではございますけれども、皆さんこのような形で会議を開くということでお集まりいただきまして、重ねてお礼を申し上げたいと思います。

JESCO 豊田事業所でございますけれども、平成17年の操業開始以降、皆様方の御理解・御協力のもと、計画的に事業を推進しておるといところでございますけれども、一方、既に処理が完了しております北九州におきましては、処理期限が完了後、

コンデンサー等が発見されて、処理先がないということで事業者が保管をしているという状況がございます。

そのような中、9月22日になりますけれども、環境省から豊田市に処理期間の明確化ですとか、相互利用の拡大等といった要請がございました。本日は、環境省の廃棄物規制課の神谷課長にお越しをいただきまして、要請内容について御説明をしていただくということでございます。

市としては、安全・安心な操業と計画的な確実な処理を進めてまいりたいと思っておりますので、委員の皆様方に忌憚のない御意見をお願いして、挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございます。

【事務局（白木）】 ありがとうございます。

本日、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長の神谷様においでいただいておりますので、御挨拶をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【環境省環境再生・資源循環局（神谷廃棄物規制課長）】 皆様こんにちは。日頃からPCB廃棄物の処理の推進に御協力をいただきましてまことにありがとうございます。民間主導でできなかったPCBの処理を、全国5カ所の自治体に受けていただき、そして豊田市でも東海4県の変圧器・コンデンサーの処理を実施していただいております。今まで長きにわたり事業に対する御指導をいただきまして本当にありがとうございます。

今、豊田市からもお話がありましたとおり、去る9月22日、豊田市を始め全国のJESCOのPCB処理施設の立地自治体に対しまして、環境大臣名でPCB処理の継続、それから北九州事業エリアで発見されたコンデンサー等の広域処理に関しての検討要請をさせていただきました。詳しくは本日の議題の中で御説明いたしますけれども、事業終了準備期間を活用しながら、全国規模でPCB処理の徹底に向けた取り組みを進めたいという思いでこの要請に至ったということでございます。

皆様方から御意見をいただきながら、豊田事業エリアのPCB処理事業の安全確保を徹底し、処理完了に向けたさらなる取り組みの推進につなげたいと考えております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（白木）】 ありがとうございます。

続きまして、本日、中間貯蔵・環境安全事業株式会社PCB処理事業部長の瀧口様においでいただいておりますので、御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願

いたします。

【JESCO（瀧口 PCB 処理事業部長）】 本日は、JESCO の豊田事業所までお越しいただきましてありがとうございます。ただいま御紹介いただきました JESCO の PCB 処理事業部の瀧口です。

皆様方には、本事業所での PCB 廃棄物の処理につきまして御理解・御協力をいただいておりますことをまずお礼を申し上げたいと思います。まことにありがとうございます。

この豊田事業所は、JESCO の中で 2 番目の PCB 廃棄物処理施設として、先ほど清水部長からも御紹介いただいたように、平成 17 年の 9 月から運転を開始しております。それ以降、地域環境の保全、安全操業を何よりも優先しまして、皆様方の御理解をいただきながら PCB 廃棄物の処理を進めてまいりました。また、これからもそうした姿勢で処理をしていきたいと考えております。

また、御承知のようにこの JESCO の操業も徐々に終局に向かっておりまして、操業後はこの施設の解体撤去を行うこととなります。解体撤去につきましても、本日のこの委員会の中でも御説明させていただきますが、安全第一で進めていきたいというふうに思っております。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

【事務局（白木）】 ありがとうございます。

それでは、議事に移ります前に、お配りいたしました資料を確認させていただきます。

まず、会議次第、委員名簿、席次表、こちらは A 4 サイズで 1 枚ずつになります。そして資料 1、資料 2、資料 3 となります。よろしいでしょうか。

続きまして次第の 2、こちらは委員の紹介ですけれども、大変恐縮ではありますが、時間の都合もありますので、今回新たに 4 名の方が委員になられましたので御紹介させていただきます、継続の委員の皆様は、お配りいたしました席次表、又は委員名簿をもって御紹介にかえさせていただきます。

それでは、地元自治区代表、竜神コミュニティの A 様。

【A 委員】 近くの土橋自治区の A と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局（白木）】 同じく竜神コミュニティの B 様。

【B 委員】 竹上自治区の B といいます。よろしくお願いいたします。

【事務局（白木）】 若林コミュニティのC様。

【C委員】 Cと申します。名鉄三河線の若林駅周辺の若林西町、東町が自治区になります。今回、逢妻男川でこの JESCO と関係があるということでここに呼ばれております。今後ともよろしくお願いたします。

【事務局（白木）】 若園コミュニティのD様。

【D委員】 Dと申します。よろしくお願いたします。若園地区は豊田の一番南の町であります。よろしくお願いたします。

【事務局（白木）】 以上の4名の方が新しく委員になられた方になります。どうぞよろしくお願いたします。

また、豊田 PCB 処理事業の安全かつ確実な操業につなげるために、オブザーバーとして引き続き、労働安全の観点から豊田労働基準監督署安全衛生課長様。そして消防の観点から豊田市消防本部予防課長様。そして PCB 廃棄物の管理・監督をされている4県7市の所管部署の皆様にもオブザーバーはお願いさせていただいておりますが、今回は新型コロナ感染対策のため、出席を取りやめさせていただいております、関係者のみの出席とさせていただいております。よろしくお願いたします。

それでは、本日は委員の皆様全員に御出席していただいておりますので、豊田市 PCB 処理安全監視委員会設置要綱第6条第2項に基づき、委員の半数以上の出席がありますので、この会議が成立したことを報告いたします。

続きまして、次第の3に移ります。「委員長及び副委員長の選出」になります。

当委員会の委員長の選任につきましては、要綱第5条第1項により、委員の互選によることとなっております。

互選は、推薦でお願いしたいと思っております。どなたか推薦はございませんでしょうか。

【E委員】 発言よろしいですか。

【事務局（白木）】 お願いたします。

【E委員】 私は、過去、周辺企業の代表として、現在は市民代表としてこの会議に参加しておりますEと申します。

私は、委員長に松田委員を推薦したいなというふうに思います。松田委員は、この委員会の第1回から参加しております。そしてこの廃棄物処理に関しても非常に深い見識をお持ちの方でございますので、ぜひ松田委員を委員長に推薦したい、ぜひお願いしたいと思っておりますが、皆さんいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局(白木)】 ありがとうございます。それでは、御承認いただける方は挙手願えますでしょうか。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。それでは、全員御承認いただけるということで、委員長を松田仁樹様にお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

(松田委員 委員長席に)

続きまして、副委員長の指名に移ります。

要綱第5条第3項に基づきまして、委員長が指名することになっておりますので、松田委員長から御指名をお願いいたします。

【委員長】 松田でございます。それでは、私のほうから副委員長を指名させていただきたいと思っております。

この委員会は、市民参加による PCB 処理事業の監視の意味合いが非常に強いわけですので、そのことで周辺自治区代表の委員の方から副委員長を務めていただけるのが適切ではないかと思っております。したがって私としては、これまでこの委員会で長く貢献なさってきて造詣も深い、私の隣に今いらっしゃる逢妻コミュニティの佐藤委員にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか

(拍手)

【事務局(白木)】 ありがとうございます。それでは、副委員長を佐藤委員にお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

(佐藤委員 副委員長席に)

【副委員長】 こんにちは。逢妻地区から参りました佐藤でございます。よろしく申し上げます。

【事務局(白木)】 それでは、代表いたしまして委員長から御挨拶をいただきたいと思います。松田委員長、よろしく申し上げます。

【委員長】 皆さんこんにちは。大変僭越ではございますが、一言ご挨拶させていただきます。

私、この委員会に先立つこと数年前に、豊田市の PCB 適正処理検討委員会にも参画させていただきました。今でもそのときのことを思い出します。当時、皆さんはこのプロジェクトが良く理解ができなくて、大変不安をお持ちになっていた

中で、周辺の住民の方から、私にお手紙やお電話をいただき、非常に真面目なお気持ちで切実に不安を訴えられました。私は当時、若気の至りで、何も心配はいらない、大丈夫ですというようなことを言ってお答えしたと思います。しかし、この自身の発言がこのかたずと自分を呪縛しております。それゆえに、この検討委員会に参画させていただいたときに、そういった地元の住民の皆さんの御協力を仰ぎながら「安全に」という気持ちが非常に強くて、この検討委員会の中でもとくに JESCO 豊田事業所には結構厳しめに対応させていただきました。最近でこそ JESCO 豊田事業所には非常に安全に、安定的に処理していただいておりますが、当初は皆さんご存じのようにいろいろとトラブルもございました。一番思い出深いのは、JESCO 再生計画のときです。このときは相当厳しいことを申し上げました。一途に、皆さんの不安を払拭しなければという思いでした。

当時、私のもとにご連絡いただいた方が現在、どうなさっているのかよくわかりませんが、豊田市を代表して不安を訴えられた方の御期待に沿えるよう、安全監視委員会の委員の皆様全員と、安全監視委員会に関係される皆様に御指導、あるいは御協力をいただきながら、今日まで務めさせていただきました。これまで本当にありがとうございました。

この委員会では、本日話題にあがると思いますが、JESCO の施設解体等のほうに話が進んでいくこととなります。ようやくここまで来たかという感があります。しかしながら、解体にあたってはさらなる安全を担保していただかないと最初のお約束が果たせません。もう一度気を引き締めて皆様と御一緒にこの安全監視委員会で良い方向に持っていけるよう、重責を果たしてまいりたいと思います。引き続き、皆様の御指導をよろしくお願いいたします。

簡単ですが、御挨拶にかえさせていただきます。

【事務局（白木）】 ありがとうございます。

それでは、これより議事に移りますので、ただいま以降の撮影は御遠慮ください。

議事進行につきましては、要綱第5条により委員長が務めることとなっておりますので、松田委員長に進行をお願いしたいと思います。

松田委員長、よろしくお願いいたします。

【委員長】 本日の議題はこの1点のみです。「高濃度 PCB 廃棄物の処理の見通しと今後の方針」について環境省から御説明をお願いいたします。

【環境省環境再生・資源循環局（神谷廃棄物規制課長）】 では、よろしくお願ひいたします。この資料の1、2を使いまして、先ほど挨拶で申し上げましたこの9月22日に環境大臣から豊田市長に宛てて事業の継続等の要請を行いました。その内容の御説明をさせていただきます。

資料1をめぐっていただきまして2ページのところでございますけれども、これがPCB処理事業の概要でございます。もう皆さん御案内のとおりということでもありますけれども、民間主導のPCB処理がうまくいかずに、平成13年にPCB特措法を成立させ、国が主導で全国5カ所にJESCOの処理施設を設置し、PCB廃棄物の処理が始まったということでございます。

この中で、この豊田事業についても平成17年、北九州に続いて2番目に変圧器・コンデンサー等の化学処理による処理が始まったということでございます。

その後の経緯でありますけれども、当初、平成28年までを目標に事業を始めたわけでございますが、初期の事業の立ち上げがスムーズにいかなかったり、トラブルがあったりといったこともございまして、平成28年までの処理完了が守れなくなり、平成26年の段階で処理期限の延長等をお願いし、豊田市も含めた立地自治体において苦渋の決断で事業の延長等を受けていただいたということでございます。

現在、この処分期間というのが今年度いっぱいということで豊田の事業は継続させていただいております。その1年後の5年の3月31日までに計画的処理完了期限ということで処理を終えるという計画で事業を進めてまいりました。

処理の進捗状況というのが次の3ページのところでございますけれども、変圧器・コンデンサーの処理というのが、このJESCOに登録されている機器、38.9万台のうち37.9万台の処理が既に今年の9月末までに終わってございます。そういう意味では、全国9割以上の進捗率ということではありまして、豊田事業についても、変圧器・コンデンサーとも99%の処理が完了しています。

一方、安定器・汚染物については、北九州と北海道室蘭の2カ所で処理を行っておりますが、こちらは約7割の処理の進捗という状況で、もうしばらく事業をしっかりと継続する必要があるという状況でございます。

次のページですが、これが登録量に対する処理の進捗でございますけれども、問題は、このJESCOへの登録、あるいはPCB特措法に基づく登録などで行政側が認知をしていないPCB使用機器が未だに相当数あるだろうということで、各自治体の協力

をいただきながらこれらの掘り起こしを進めてまいりました。掘り起こされる機器も含めて、本当に終わるのはいつになるのかという見積もりを行い、今後の事業の運営方針を決めたというのが、今回の要請の背景でございます。

この4ページの表を見ていただきますと、処理の対象量というのが、結論を申し上げますれば非常に増えてきているという現状でございます。安定器・汚染物につきましては、平成27年1月時点という前回延長要請をお願いしたときの処理対象量と、それから今年の7月時点で見込まれる処理対象量を比べますと、北九州も北海道も約1.8倍に増えている。変圧器・コンデンサーについても、平成27年当時の見込みより相当の量の機器の掘り起こしが進んでおりまして、豊田事業エリアについても5万5,000台程度が7万7,000台程度まで、1.4倍に増えたということでございます。

今後の掘り起こし見込量というのがこの表の中にございますけれども、PCB特措法に基づく登録が行われていないものについても、例えば自治体がアンケートやさまざまな形での事業者へのアプローチをした結果、返事が返ってこないような人たちの中にも、一定量のPCB使用機器の残存があるだろうというところを見込んで、この掘り起こし見込量というものを足し合わせまして、この令和3年度以降の処理対象量というのを確定いたしております。確定と申し上げましたけれども、この程度の量までに概ね抑えられるだろうと今の時点で見込んでおる量ということございまして、豊田事業エリアにつきましては2,206台が今年度以降の処理量として考えられるものがございます。

こうした見積もりを踏まえて、この計画的処理完了期限に対していつごろ処理を完了できるのかというのが、この「処理完了見込み<sup>\*1</sup>」と書いてあるところの時期でございまして、安定器等については、この計画的処理完了期限よりも2年程度の期間が必要。それから変圧器・コンデンサーについても、各地で計画的処理完了期限よりも1年ないし2年程度の期間が必要だというふうに見込んでおります。豊田事業エリアにつきましても、令和4年度末の期限のところを、もう1年ですね、令和5年度末までの期間をいただきたいという状況でございます。それが1つ目の背景でございます。

もう一つは、5ページを見ていただきますと、北九州事業エリアにおいて事業終了後に発見されたコンデンサー等ということでございますが、北九州の変圧器・コンデンサーの事業については、平成31年3月に終了して、施設の解体を始めておるところでございます。その後、毎月のようにPCB使用機器の発見が相次いでございまし



て、現在、全体で 500 台弱の機器が見つまっているという状況でございます。

これらについては、処理をする当てが全くないということで、各事業者の方々に保管をお願いしております。その様子の写真が次の 6 ページのところがございますけれども、腐食防止の措置をしながら、各事業所の倉庫の中などでこういう形で保管していただいているわけですが、こういったものが長期化することによるリスクというのが、やはり全国的な課題になってきているという現状でございます。

次に 7 ページのところでございますけど、これらの状況を踏まえて、今後の事業の見通しについてということでございますけれども、まず安定器・汚染物等については、先ほど申し上げましたように、計画的処理完了期限に加えて 2 年程度の処理期間が必要であろう。それから変圧器・コンデンサーについては、これも完了期限までの処理を目指して処理を行っておりますけれども、さらに掘り起こしが出てくることを考えると、完了期限までに処理を完了できない可能性があるという状況でございます。

それで、一日も早い処理というのが当初からのお約束でございます。それを実施するために、この安定器の処理について仕分けを行って、できるだけ JESCO での負荷を軽くする工夫等を行ってきました。

それから、掘り起こしを着実にするための取り組みを、自治体と共同して強力に進めてまいりました。

さらに、その費用助成の拡大などによって、コロナ渦でもスムーズに処理が進むような対応を行ってまいりました。

これを行った上で、この処理完了のためにということで、次の 8 ページのところは今回の要請の内容でございます。

まず安定器・汚染物等については、北九州、北海道について、それぞれ 2 年間の処理の継続をお願いしました。

それから変圧器・コンデンサーについて、これは処理事業を継続している 4 つの立地自治体に対して、事業終了準備期間を活用して、少なくとも令和 5 年度までは処理を継続すること、北九州で発見されたコンデンサーについては、令和 4 年度、5 年度に大阪と豊田での広域処理をお願いしたいとお願いしました。

さらに豊田市には、JESCO の処理施設の解体撤去に関する期間が数年かかるという形での要請も行ってございます。

こういった内容の要請文を、各立地自治体に対して 9 月 22 日に環境大臣名での要

請という形で行わせていただいております。

具体の要請文そのものは、資料2をご覧ください。これまでの事業の経緯ですとか、前回の延長の経緯等々を書かせていただいております、1 ページ目の一番下の「豊田市事業地域における変圧器・コンデンサー等の処理は、平成 17 年の操業以降、当初の見込みを上回る処理を実施しております。計画的処理完了期限後の大型コンデンサー等の新規発見事例を踏まえると、豊田事業地域におけるこの処理完遂のためには、令和 4 年度末の計画的処理完了期限後の処理体制の確保が必要と考えています」というところが最初のポイントでございます。

それから「北九州事業エリアで発見された大型コンデンサー等について、これを長く保管することによる環境リスクの増加も指摘されております」ということがございます。

そういったことを踏まえて、この北九州事業地域で保管されているコンデンサー等の処理を、JESCO の豊田と大阪の事業所での処理の協力をお願いしたいということでございます。

この事業終了準備期間を活用しながら、早期の処理完了を目指してまいりますということで、引き続きの御協力をお願いしたいということでございまして、具体の要請事項が 2 ページ目の一番下のところがございます。1 点目は、PCB 処理事業について令和 5 年度末まで処理を継続することとしたいということでございます。

それから 2 番目は、北九州事業エリアにおける継続保管物の一部を豊田事業での処理対象物に加えさせていただきたいということでございます。

3 番目が、解体撤去に関してございますけれども、令和 7 年度末という事業終了準備期間の終わりまでに解体撤去が非常に難しい状況になってございまして、さらに数年間のこの終わりまでの時間をちょうだいしたいということでございます。

こういった内容の要請を 9 月 22 日に豊田市長宛てに出させていただいたということでございます。

概要の説明は以上でございます。この委員会の中で一日も早い処理という話をずっと申し上げてきて、そのための様々な取り組み努力の話もずっと御説明を差し上げて、それをしっかりやれという御意見を再三いただいている中で、事業終了準備期間を 1 年活用させてくださいというお願いをすることは大変に心苦しい限りでございますが、各事業エリアでの処理の完遂ということを目指して、ぜひ必要な措置であろうと思っ

てございますので、何とぞこの計画に対して御理解をいただければ幸いに存じます。  
よろしく願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。

私のほうから基本的なところだけ最初に確認のためにお伺いします。要請文の中に出てきております平成 26 年のときに再延長の要請があり、当初は 2015 年だったのを 2025 年度末まで延長させてほしいということになってますね。2025 年度ということは令和 7 年度です。それに対して令和 5 年度までに処理を完了するようにお願いしたいのですが、当初の延長要請の令和 7 年度との関係はどうなっているのでしょうか。

【環境省環境再生・資源循環局（神谷廃棄物規制課長）】 令和 7 年度までの要請は事業終了準備期間の終わりを示しています。ですから、平成 26 年時点で令和 7 年度まで操業をさせてくださいというお願いをさせていただいておりました。事業終了準備期間は令和 5 年度から 7 年度まで 3 年間と設定しており、この期間の前に営業物を積極的に受け入れる令和 4 年度までの計画的処理完了期限を設定しています。

【委員長】 ですから論点としては、最初は令和 4 年度と令和 5 年度と分けておられて、令和 4 年度までには計画的処理、令和 5 年度には完了と、その間に行政代執行が入るという解釈ですよ。それが最初の計画だったのではないですか。

【環境省環境再生・資源循環局（神谷廃棄物規制課長）】 そうですね、計画的処理完了期限の 1 年前に設定しておる令和 3 年度末の処分期間内に、保管事業者に対して JESCO と処分委託契約を締結することを PCB 特措法で義務づけています。処分期間を過ぎると、行政による代執行が可能となり、計画的処理完了期限である令和 4 年度末までに処理を完了させるという計画になっています

【委員長】 1 年間延びたということですか。

【環境省環境再生・資源循環局（神谷廃棄物規制課長）】 計画的処理完了期限までに処理を完了させて、その後の事業終了準備期間で施設の解体等を行うことを考えておりましたが、豊田事業エリア内での新規発見に備えて令和 5 年度も PCB の処理を継続したいというのが、今回のお願いの趣旨でございます。

【委員長】 その辺のところがかんがらがっています。新しい委員の方にはすぐにはその辺が呑み込めないですよ。私自身も少しかんがらがっているんです。もう少しわかりやすく整理していただきたいというのが、今後のお願いです。

本日は、このことを踏まえて皆さんに後から御意見をいただきますが、ただ今の私の質問は、そのような認識で正しいでしょうか。

【環境省環境再生・資源循環局（神谷廃棄物規制課長）】 はい、令和7年度までに解体が終わらないというところが一つ御説明しなければならない点です。

それから、営業活動はもう4年度で終わるようにしますというのも、現行の計画の中ではそういうふうになっていますけれども、そこは1年分、念のための営業をもう1年やらせてくださいというのが、当時説明していなかった話でありますので、そのこともしっかり御説明する必要があります。

全部ひっくるめて7年度で終わりますというそのものは、営業ベースで言えば7年度より2年前には終わるようにしますということを今回、見通しをお示したわけでございますけど、全体としてはやはり守りきれなかった話であるということで、そのところをよく御説明して御理解いただきたいということでございます。

【委員長】 わかりました。このような環境省からの要請がありますので、後ほど地元の委員の皆様には忌憚のない御意見をお伺いしたいと思います。この環境省からの要請に対して、豊田市はどのように受けとめておられるのかをまずお伺いした上で、皆さんの御意見を伺いたいと思います。

では、近藤課長、ただいまの環境省の要請に対してどのようにお考えですか。

【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】 廃棄物対策課、近藤でございます。

まずもって、このJESCOの事業に御協力をいただきありがとうございます。皆様の協力と、それから各州市の掘り起こしの努力をもって、今年度の処分期間、それから来年度の今年処理ができなかった方への行政処分、代執行といったものが着実に実行していると我々は進捗管理をさせてもらっております。愛知県が今日お越しになっていますけれども、愛知県も進捗管理をし、確実に皆様に御迷惑にならないように、計画どおり処分は進めているところでございます。

今回の要請につきまして、3点ございます。資料2のほうの「記」の下のところ、(1)、(2)、(3)というところで3点が主な要請になります。そのうちの(1)と(2)についてまず説明をさせていただきます。

まず(1)「JESCO 豊田事業処理の継続について」でございます。要請内容は、処理の継続ということで書かれてありますが、若干、この「継続」という言葉が誤解を生じることがありますので、説明をさせていただきます。

前回、平成 25 年度にあった国の処理計画の変更の要請では、処理期間が当初のものから 10 年延長をされました。処理については、先ほど言ったように本年度が処分の期間、来年度が行政処分や代執行を行う計画的処理完了期間となって、その後、令和 5 年度からの 3 年間で事業終了準備期間ということになっておりまして、この期間では施設を洗浄したり、解体で発生するような PCB の汚染物を処理することと、仮にその後に見つかってしまった機器があった場合に、処理できる範囲で処理をするといったもので、事業を終了するための準備期間として位置づけられておるところでございます。当初、この期間を 3 年間設けておりました。

しかしながら、この期間内でいつまで新たに見つかったものを処理するのかということについては明確な取り決めがございませんでした。当初では、建物を解体して更地にする期間、要は全ての汚染物を取り除いた後、壊すだけの期間が 1 年間程度と見込んで、2 年間で施設を洗うという作業をする予定でございましたけれども、その期間でどこまで受けるかということが明確になっておりませんでした。

既に受け入れを終了している北九州市の事例を見ると、この豊田事業エリアにおいても、この後 2 年間終わった後、令和 5 年 4 月以降、また新たに見つかるようなものも相当数あるのではないかなと思っております。先ほど環境省が、この間も更に見つかったものは処分したいということをおっしゃったのが、その範囲になります。

ただ、この受入期間を明確にしておかないと、解体にも影響が出てくる。ずっと受け続けると施設が洗浄できませんので、影響が出てくる可能性もあるかと思っております。今回の要請では、新たに見つかった機器を処理する期間を最大 2 年間と考えていたところを、1 年間と明確となるような形になるかと思っております。

したがって市としては、1 つ目の要請については、処理計画を進めやすくなるような一つの要因にはなるのではないかなと捉えております。

また、令和 6 年 4 月、この 1 年間を終わった後ですね、その後見つかったものについては、この豊田処理事業所では受け入れることができないと考えておりますので、国の責任においてどのような形で処理するか、確実な処理体制が必要と考えております。

2 点目もよろしいですか。

【委員長】 ちょっとお待ちください。ただ今、豊田市のほうでも説明がありましたように、どこまで北九州からのものを受け入れができるかというところは、期限を最

最終的に決めてほしいというお話だと思いますが、その辺はどうお考えでしょうか。

【環境省環境再生・資源循環局（神谷廃棄物規制課長）】 今回の要請の内容は、令和5年度末まで処理を継続し、豊田事業エリアの中で新規に発見されるものを確実に処理できる期間を1年は確保してくださいというお願いです。

北九州事業エリアで継続保管しているものについては、その操業期間の範囲内で受け入れをお願いしたいということです。

【委員長】 ということは、令和5年度末までしかやらない。豊田ではそこまでしか面倒見れませんよということですよね。

【環境省環境再生・資源循環局（神谷廃棄物規制課長）】 はい、そのとおりです。

【委員長】 そこが大事だと思うんですね。逆を申せば、豊田エリアで新たに掘り起こしで出てきたときにはどうなるのかという話がありますが、そのときには多分、他の事業所をお願いすることになるんだろうなと私個人としては思うのですが、そのような御迷惑をかけないようにするためにも、どこかできちっと歯止めをつけておく必要があると思います。その意味では、ただ今の環境省のお答えは非常に重要だと思います。豊田市はそれでよろしいですか。

【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】 大丈夫です。令和6年以降は、我々としてはこのところに新たには入れるものはないというふうに考えております。

【委員長】 ということですね。

【環境省環境再生・資源循環局（神谷廃棄物規制課長）】 一言だけ済みません。

今後の話は、今、軽々に申し上げられる話ではないので、令和5年度の時点で国が責任を持って次の体制を検討するという言い方をさせていただきます。

【委員長】 ちょっと待ってください。その「検討する」というのでは不明瞭でして、今日決めていただきたいのです。今日は地元の皆さんも出ていらっしゃいますし、これ以上は待てないです。

【環境省環境再生・資源循環局（神谷廃棄物規制課長）】 わかりました。豊田事業エリア内のものを確実に処理をしきったという形をつくった上で、将来、新規で発見されたコンデンサー等は新しい問題と考えています。その時点で大量に発見されると、豊田事業所以外で処理することは、受け入れる側からすれば簡単な話にならないので、掘り起こしを徹底して処理を完了させるという形を確実につくるというところをまず目指して、しっかりやっていきたいというふうに思っております。

【委員長】 大変苦しい御答弁だと思うのですが、こちらとしては、きちんとあるところまで何とかしてくださいということなのです。皆さんもう何回も延長、延長で大変疲れておられるので。

それでは、豊田で積み残してしまったものは、他の地区のところに迷惑がかかるということですね。愛知県が今日出てきていらっしゃるので、刈谷さん、そういうことです。非常に重いのです、この掘り起こしの話は。東海地区の広域協議会の皆さんには、掘り起こしを徹底的にやっていただかないと、豊田市だけではなく、全国に対しても負い目を負うこととなります。そのような認識を持っていただきたいと思いますがいかがですか。刈谷さんお願いします。

【愛知県環境局資源循環推進課（刈谷廃棄物監視指導室長）】 掘り起こしは、それぞれ4県8市一生懸命やって、我々愛知県も、この前提供の資料のところにお示ししましたけれども、もう今年度末を目指してやっています。

【委員長】 よろしく願いいたします。

それでは、次の2点目についてお願いします。

【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】 2つ目の要請でございます。（2）「JESCO豊田事業の処理対象物について」について説明をさせていただきます。

前回の国の処理基本計画変更要請のときには、期間を10年間延ばすということと、処理を加速させてこの期間内に確実に処理ができる枠組みとして、国内にある5つのJESCOを相互活用して処理を進めるというふうになりました。

この変更で、豊田事業エリアからは、車載トランスの一部が北九州、大阪、東京へ処理をお願いをし、多くは大阪のコンデンサーを豊田で処理をするというような相互利用を図ってまいりました。現在も、豊田事業所で発生した汚染物でこの豊田事業所で処理できないものについては、北九州でも処理をしているという状況でございます。

一方、このような状況の中、北九州の地域で今、処理完了期限後に発見されたコンデンサー等でございますけれども、現状、処理先がなく事業者が保管をしているという事実もございます。

これらの処理先を確保するため、相互利用のさらなる拡大を求めるというふうで今回、環境省から要請がきたものと思っております。

これにつきましては、豊田事業区域では、地域の皆さんの御意見、それから御理解、これが重要かと思っております。それから県市の努力によって、まずもって処理が順調に進

んでいるということもございます。要請につきましては、今、豊田の処理事業の処理能力だけ見ると問題のない量であるということは確認はとれております。ですから、北九州からきたものを豊田で処理をしても、処理がある程度できる台数であるということは認識をされておりますけれども、他地域からこの地域へ機器を持ってくるといことは、周辺の皆さんにも負担、不安、こういったものが増えるということになりますので、まず環境省から御説明をいただいて、皆様方に御理解いただくとともに、周辺の皆さんの意見を踏まえて最終的には判断をしていきたいと考えております。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

私が誤解をいたしまして、1番と2番でこんがらがった発言をしてしまいました。環境省におかれましては、ただ今の豊田市の解釈についてはどう考えられますか。

【環境省環境再生・資源循環局（神谷廃棄物規制課長）】 令和5年度末までの処理の継続を受けていただけるとすれば、処理の継続に当たり必要な周辺の安全対策、それから処理施設の安全対策は重要な課題でございます。しっかり対策をとって、施設の整備ですとか、それから輸送の安全性に万全を期しながら、引き続き事故がないようにしっかり対応していくのは当然のことだと思っております。

【委員長】 もともとの話では、平成26年のときに広域処理、オールジャパンでやる広域プロジェクトになりましたので、豊田のものが北九州にもいっているし、逆に北九州からも豊田にきている。

【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】 大阪からしかきてなくて、北九州からはきてないです。

【委員長】 お互いに持ちつ持たれつの関係で各事業所間でやり繰りをしてくださっているということですね。

【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】 そうです。

【委員長】 こちらに受け入れるということは、日本全体に対する貢献につながるということですね。

【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】 そもそもあの当時、北九州の施設につきましては、全ての機器が処理できるという施設でございましたので、北九州については受け入れるほうが大半でございました。ですので、もらうほうはもらうけれど出すほうがないというような北九州の状況でございましたので、我々も御厄介にはなってお



りますのでというところです。

【委員長】 恩返しができるチャンスではあるということですね。

ただし、その前提として、豊田事業所の処理キャパシティが十分あるということになります。青木さんいかがでしょうか、十分余力はあるんですね。

【JESCO（青木所長）】 はい、私どもの処理能力としては十分でございます。

【委員長】 では、この件はクリアできていると思いますが、いかがですか。

【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】 皆さんの意見を聞いてから、市として判断をしていきたいと思えます。

【委員長】 わかりました。

では、この1番と2番の環境省からの要請に対して、皆さんから御不明な点、あるいは御不安な点、あるいは御意見、何でも結構ですので、まず地元の地区委員の皆さんから御意見を伺いたいのですが、いかがでしょうか。

佐藤副委員長、いかがですか。

【副委員長】 私は、当初からこの委員会にかかわってまいりました。最初は、10年間でやると、10年間で設備を終わりますので、地域の皆さんお願いしますというお話がありました。

それから、掘り起こしという言葉が出たんですね。掘り起こしが出たために延長してちょうだいということの話を、我々も地域で大分お話をしました。あるいは青木所長のほうから、事業だよりの中にも書かれて、地域の皆さんに配ってもらいました。

それからもう一つ、今は令和4年度、来年度1年間で全て処理が終わるということまで理解をしていました。それから7年度まで解体工事ということで、それが一番最後だと思っていたんですね。その7年度までの間に予備の期間をどれだけとっているかわかりませんが、それでもってこの狭い土地の中にこの建物が建っていたのがなくなるのかなということ、地域の皆さんと話し合いをしました。

そして、始めてこの令和5年度までというお話が出てきたんですね。所長がここに「150日」と書いてます。地域の区長さん方のお話の中でも、あそこの会議室に行ったらこのことの説明がありましたと言っていました。もともと令和4年度で終わっているんですね。私も思ってきました。

で、この一番上のところですね、「令和5年度までの延長をお願いします」ということになると、どんな形で、どういうふうな理解をしてお話をすればいいのかなと、直

観的にここで皆さんのお話を聞きながら少し理解をしていきたいなと思います。よろしくをお願いします。

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、F委員をお願いします。

【F委員】 北九州の大型変圧器・コンデンサー、今、事業所にたまっているものがありますね。それは持ってきて豊田で処分するんですけど、それは豊田の処理が終わってからやるのか、逐次入れていくのか、そのタイミング、処理の優先順位というのはどうなってますか。

【JESCO（青木所長）】 北九州の処理区域内で見つかったトランス・コンデンサーの豊田事業所での処理の依頼というのは、令和4年、5年度で処理をするようにというのが今回の環境省からの御要請ですので、私どもの処理施設側も、やはり北九州で見つかったトランス・コンデンサーの豊田事業所内での処理は令和4年度と5年度内、2カ年で処理をするものと理解をしております。

F委員から御質問をいただきました北九州事業の処理対象区域は九州と中国地域等がございますけど、その地区割りにつきましては、今後の環境省と各自治体の協議結果によるものと理解をしております。

【F委員】 もう一つよろしいですか。

【委員長】 はい、どうぞ。

【F委員】 住民の皆さんには、令和4年の3月末で終了しますという話はしておるんですけど、これから1年延期、それで建物を壊すのは令和7年、そういう話の持っていく方というのは、また別途徹底はしてくれるんですね。この話の内容を、この役員だけじゃなくて、ほかの住民もいつごろまで、ちゃんとした理由を沿えて説明して、延長しますよということをまた流してほしいんですけども。

【委員長】 近藤課長、ただ今のお話は重要なのですが。

【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】 また後の3つ目の要請の中で細かく説明をしますが、後ほど皆様にコンタクトをとりながら説明させていただきますが、区長さんにまず御連絡をとらせてもらって、区長さんと意見交換をした後、どういう形で進めるかを調整させていただく予定でございます。

【F委員】 もう一ついいですか。

【委員長】 はい、どうぞ。

【F委員】 10月26日（火曜日）にNHKの7時から「PCB処理期間の延期について」というのを私、見てました。そういう放送は、今後とも続けて定期的にやっていたらどうか、そうじゃないとなかなか減っていかないので、特に豊田市、愛知県内の処理だけでも、できるだけ早く処理できないかなと思って。そういうことをやってない事業所には罰則を設けるとか、そういうことはするんですか。

【環境省環境再生・資源循環局（神谷廃棄物規制課長）】 既に現在の法律の中でも、処分期間までに処理をしなきゃいけないということで、この東海4県については今年度末ですね、来年の3月までに処理をするというのが保管事業者の方の義務になっています。それをしていない方は、来年、行政代執行なり、行政が強制的に処理をする。その上で、来年度内に確実に終わらせるというのが法律の立てつけになっていますので、それを各自治体に協力を得て着実にやっていくというのは、もう基本中の基本で、東海地区においてもしっかりやっていくようにということでございます。

5年度は、その後見つかったものを処理するための念のための期間ということで位置づけさせていただきたいというふうに思っております。

【F委員】 わかりました。以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

A委員、初めての話でわかりづらかったかもしれませんが、いかがですか。

【A委員】 初めてなのでわかりづらかったです。基本的に言うと、単純に処理するのが令和4年度から5年度、1年延びて、解体が7年度末を予定しておったのがいつになるかわからないという話なんですか。何年度、何年度と言葉だけで言われているので、理解が非常にしにくいです。それで、過去何回も変わっているんですね。ですからタイムチャートみたいな、それが一気にわかるような資料を、済みません、私はとても頭が悪いものですから、理解しやすいような資料にさせていただけると助かるんですけど。要は延びるということですね。それに関する説明はまた後で話があるけど、市のほうか何かでやっていただけるといようなことなんですかね。

【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】 機会を準備させていただきます。環境省にきちんと説明をしてもらいつつ、皆様と意見交換をさせていただくという形をとらせてもらいます。

【A委員】 はい、わかりました。

【委員長】 皆様のご意見を尊重していますので、何でも発言していただきたいと

思います。

では、Bさんも初めてでいらっしゃると思いますが、いかがですか。

【B委員】 そのとおりで、初めてなので今、聞いておっても全然わからなかったんですけど、PCBの広報に入るチラシがあるんですけど、あれが年に数回、それも組回覧で全戸配布ではないんです。なので皆さんPCBのことを知ってみえるかどうか、それ自体が私、疑問なんですけど、基本的なことで本当に申しわけないですが、その辺、もっと周知徹底というのはどうなんでしょうね。

それと今、掘り起こし、掘り起こしと言ってますが、全体量ってわかっているんですか。わかっているんだったら、掘り起こしなんていう言葉は出ないと思われるんですけど、どうなんでしょうか。

【委員長】 環境省のほうからお答えをお願いします。

【環境省環境再生・資源循環局（神谷廃棄物規制課長）】 PCBについての広報ですね。期間が決まっているので早く処理してくださいというのは、CMとかいろんな形で宣伝させていただいてますけど、そもそもどういうもので、どういう危険性があるてみたいな話というのは、我々は思い込みがあって今さらみたいなことで十分周知できていなかったかもしれません。そこはまたしっかりと周知していかなきゃいけないと思っています。

それから、量はわかっているだろうという話なんですけど、これは実は非常に難しい問題がありまして、変圧器・コンデンサーについては、電気事業法に基づいて高圧の電気を使っていた方々の、お客さんの名簿みたいなものがあるものですから、それに基づいて誰が持っていそうだというのは大体検討がついてます。ただ、事業を廃止したり、それを継承したりして、もうよくわからなくなってしまっているようなものも相当あります。それから、蛍光灯の安定器について言えば、そういうユーザーの名簿もないということで、古いオフィスや倉庫などからどんどん出てくるということで、これで非常に見込みより量が増えてしまうようなことがあります。

もう一つの要素としては、PCBの処理施設がJESCOのできるまでの30年間ぐらいの間、不適正なものも含めて処理をどこかでしてしまったとか、紛失してしまったとか、そういったものもあるようなことがあります。今から誰が確実に持っているかという情報がすごくわかりにくくなっているというのが、この掘り起こしをせねばいけない理由としてあります。行政が非常に苦労している点ではございます。

【委員長】 よろしかったですか。ただ今の説明でわかりますか。

【B委員】 納得云々ではなくて、わからないんですよ。

【委員長】 そうですね。初めてですと、言葉遣いそのものがわかりづらいですし、私自身も平成と令和と西暦と3つ出てくるものですから、こんがらがっています。

【B委員】 このPCBの計画自体というのは、もうこれで終わりなんですよ。施設を撤去するものですから、そういうことですよ。

【委員長】 最大限にこの施設を有効活用していただくということと、そのときの最優先事項は皆様方の安心・安全なんです。

【B委員】 その安全自体がよくわからないんです。このPCBは何が害があるのか、何で問題になっているのかという、そういう基本的なことがわかってないので、申しわけないですが。

【委員長】 そこはおいおい勉強なさってください。よろしくお願いいたします。

【B委員】 勉強不足で済みません。

【委員長】 いえいえ、とんでもないです。ありがとうございました。

それでは、C委員をお願いします。

【C委員】 私も新任ということではありますが、委員長が今、環境省にいろいろ話をされていますが、過去のいきさつもいろいろありましてこういうことになっているんでしょうけど、そこが余りにも不明確だったというようなことだと思っんです。ただ、私個人としては、こういう環境汚染をするようなものは適正なところで処理すべきだなというふうに思いますので、見逃されてしまったやつは拾い起こしてそれを処理するということなんですけど、豊田事業所もできまして古いものですから、これが平時の安全管理でいけば十分適応する処理ができると思っんです。異常時、震災とかそういうことが起きたときに、今のこの機能で対応できるのかなというところがちょっとわかってないということもありますし、もしそれで油が漏れてしまうというようなことで、地域の方々への御迷惑、健康障害、そういったものが出ると問題なのかなと思っんです。その辺はいかがでしょうか。

【委員長】 それでは青木さん、当初の紆余曲折のあったことも交えて、最近の状況をわかりやすく丁寧にお話してください。

【JESCO（青木所長）】 C委員の御指摘はもっともかと思っんです。PCBの処理の安全操業により処理する能力は十分持っております。けれども、C委員がおっしゃると

おり、何か災害があったときにも本当に処理ができるのだろうかという御指摘かと思  
います。C委員を始め地元の方々にそのような御不安を抱かせないように、日ごろの  
安全操業、絶対 PCB を外に漏らさない、従業員の健康を守る、これを日々の操業の  
中で所員が一丸となってやっていくことが、この事業所の使命だと思っております。

引き続き皆様方にご不安を与えないように、日々の操業と情報の公開、これを進め  
てまいりたいというのが私どもの考えでございます。

【委員長】 環境省はいかがでしょうか。豊田事業所は全国の5事業所の中でも相当  
厳しくやっているところの一つではないでしょうか。

【環境省環境再生・資源循環局（神谷廃棄物規制課長）】 そうですね。そもそもやは  
り PCB を化学処理するというのは、周辺へのリスクを減らすという観点から出てき  
た選択肢だったと思います。

それから、この施設自体も、PCB が絶対に出ていかないようにという話が今、所長  
からありましたけれども、中の防御の仕組みですとか、あるいは負圧に管理しながら  
操業を行うとか、それから安全性をリスクに応じて管理をして、中から外に汚染物を  
持ち出さないということを徹底した設計思想での施設の運転管理をしているという  
ところは、まさにこの施設の立地が決まってから、皆様方の御指導をいただきながら  
そういう、安全に安全、念に念を入れた施設づくり、そしてその運転というのを今まで  
十数年間にわたって継続をしてまいったというのは、世界に誇る施設だというふう  
にも言っていておられますので、間違いはないと思っております。

【委員長】 ありがとうございます。

釈迦に説法になるかもしれませんが、いろんな処理方法があるんですね。一番簡  
単なのは、高温で焼却処理する方法です。ただ、そのときに一番心配なのは、大気開  
放系ですので排ガスが出ますし、もし漏れた場合どうなるかという問題が危惧される  
わけですが、この豊田地区は、地理的に住民の皆さんに非常に近いところに施設があ  
るものですから、この一番安易な方法は、当時の日本としてはダイオキシンの再合成  
の懸念もあるし、大気開放系ということもあって、御法度だったんです。

それゆえ、ただ今、豊田事業所がやっている化学処理法は、ほかの事業所でも似た  
ような処理方法がありますが、非常にお金がかかっている、そのかわり安全性は高い  
です。PCB施設は全国で5事業所あるわけですが、豊田はその中でも安全な部類で  
ある化学処理法を使っています。

ですので、今まで何か問題が起こったとしても、PCB等が外部へ出てしまったということはないです。私がここで委員を務めさせていただいて以来、そういうことは聞いておりません。

【C委員】 先回、勉強会にちょっと出させていただいて、フェイルセーフ機能もかなり随所に取り込まれているので、そういうことは大丈夫なんだなということは理解したんですけれども。

【委員長】 ありがとうございました。

それでは、D委員いかがでしょうか。

【D委員】 私も初めてで、こういう委員を地区のほうからやってくれないかということで、初めてこういうものを知ったという、本当に恥ずかしいんですけど、こんな知識のない者なんですけど、ただ、私たちの地域については、区の会議の中でもこういうものが話題になったことがないんですよ。やはりそのあたりで、先ほどの地域の方とヒアリングをしていただくというような機会を与えていただくということは、非常に関心を高めるという意味でも大事なことかなというふうに思います。

あと、5年というのがあったと思うんですけど、それよりも前に完了するという見込みはないんですかね。

【環境省環境再生・資源循環局（神谷廃棄物規制課長）】 実は、JESCOに登録済みのコンデンサー等については、令和5年度まで使わなくても終わるというのは、先ほど所長からもありましたように、今までの処理実績とあと残っているものからいえば、もっと早く終われると思っております。

その令和5年度1年間は、今後出たものを確実に処理するための、念のための期間だというのがお願いの趣旨でございますので、それより前に大どころはもう終わっているというふうに受けとめていただいて差し支えないと思います。

【委員長】 簡単に申し上げますと、処理能力は十二分にあるんです。一番の問題は、物があまり入ってこない。入ってきたとしても量が少ないのです。もう残りわずかですが、わずかな残りまでも完全に処理し尽くすというのが、このナショナルプロジェクトです。それゆえに、先ほど愛知県からもお答えいただいたのですが、豊田事業所を管轄している4県7市の皆さんには掘り起こしを必死になってやっていただいているという実情があります。JESCO豊田事業所のPCB処理能力は十分あるということですね。

【JESCO（青木所長）】 はい、そのとおりでございます。

【委員長】 それでは、続きまして市民代表のGさん、何かございますか。

【G委員】 最近、ゴールデンタイムとか、皆さんがよく視聴しているテレビの時間帯にコマーシャルが流れているなど、私は一日に1回は拝見している気がするんですけど、その効果ってどれくらい出たのかなというのがちょっと気になっております。そういった時間帯に子どもからお年寄りまでみんな見られていることで、こういった問題についてたくさんの人に知ってもらえるようになったのかなというのをちょっと期待していて、そのあたりの反響をよろしければ教えていただきたいなと思います。

【環境省環境再生・資源循環局（切川廃棄物規制課長補佐）】 環境省の廃棄物規制課の切川と申します。

テレビCMをした後、産業廃棄物処理振興財団というところに、そういったいろんな相談を受ける電話の窓口を設置しておりまして、その電話がかなり増えるというのが傾向として見られておりまして、テレビCMをすると反響があって増えるということは確認ができています。

あとはそれをきっかけに、環境省のホームページを見ていただいたりとか、あとは豊田市のホームページにはすごく情報がいっぱい書いてありますので、そんなところを見ていただいて、その後、JESCOのほうに「見つかったんですけどどうしましょう」という連絡がある場合もあれば、「これがPCBが入っているかどうかわからないのでちょっと確認したいんですけど」という電話があって、環境省が専門家を派遣して一緒に入っているかどうか確認しましょうとか、いろいろと取り組ませていただいております。テレビCMは自治体の皆様といつやるかというのを決めて1カ月間やっているんですけども、大きな反響はあるということで、それで毎年やらせていただいております。

【委員長】 ありがとうございます。よろしいですか。

それではH委員、お願いします。

【H委員】 皆さんからの質問の中にも、私が疑問に思っている部分とか、要望したいところが幾つか重なってはいるんですけども、一つは、委員長からもあったように、ちょっと期間とかそういった部分がわかりづらいということで、工程表をぜひまた作っていただきたいなと思ひまして、資料3の3ページに北九州のほうの解体の工程表



がございましたけれども、このような形で、いついつからいついつまでにこれを行って、ここからここまでは解体を行ってというような形で、目で見ればとわかるようなものですね、現状、環境省の作られた資料の中だと、どうしても表の中に年度が書いてあったりとかで、ぱっと見でわかりにくいかなと思いますので、ある程度わかるように作っていただけるとよろしいかなというふうに思います。それがまず1点です。

あとは、同じく資料1の4ページのところに、今後の掘り起こし見込量というのがあるんですけど、今後の掘り起こしは、これはいつまで行うつもりでいるのかということが一つ聞きたいところでありまして、どこかで区切ってしまうのか、半永久的に結局、ずっと続いてしまうのか、この掘り起こしの期限というのがもしあるのであれば教えていただけますか。

【委員長】 そうですね。では環境省のほうからお答えいただけますか。

【環境省環境再生・資源循環局（神谷廃棄物規制課長）】 ありがとうございます。いつまで掘り起こすのかという話なんですけど、豊田のこの変圧器・コンデンサーの事業についていえば、今年度末までというのが一番の掘り起こしのラストスパートの時期なんです。というのは、最初の日本地図の処分期間の図にもありますように、豊田事業エリアの処分期間が令和4年の3月31日までです。この処分期間というのは、保管事業者の方がこの日までにJESCOに処理を委託してくださいよという形で法令上決められている期限なんです。ですので、最後のあと数カ月間にやらないと、もうお店が閉まりますよということ、先ほどのCMの話も含めて、今、一生懸命掘り起こしてますということになります。

その後、どうやっていくかということについては、一般的な広報はその後もやっていくということになると思うんですけども、まずはその期間で徹底的に出していただくというのが基本だと思っています。

それで、相手はわかったけどなかなか出してくれないとか、いろんな事情でちょっと待ってくれと言う事業者の人たちを説得して、何とか処理してもらおうというのが、来年度1年間という期間になりまして、それでもどうしても間に合わなかった人は、念のため再来年度にも処理ができるように店は開けておいていただきたいと、概ねそういう流れで対応しようと思っておりますので、積極的に掘り起こしをするというのは今年度の末までをするという方針で、この処分期間をちゃんと守った処理をしていただけるような広報をしているということでございます。

【委員長】 ありがとうございます。よろしいですか。

【H委員】 追加でもう1点いいですか。

今、3月末まで掘り起こしを行っていくと、そこを一つ目途としてというふうには考えられていると思うんですけど、そこで100%全てが掘り起こされるとは限らないと思うんですけど、それで残ってしまったものについてはどうされる予定なのか。もっと言うと、例えばこの施設自体が、全て全事業所が解体された後に見つかった場合、それはどうするのかというところが一番心配だなと思ってるんですけども、それはもう事業所内で管理して永久に保管してもらおうという形なのか、どういった形をとるのか。これは出てこない前提でやるというよりは、出てくる前提で考えたほうがいいのか。これは出てこない前提でやるというよりは、出てくる前提で考えたほうがいいのか。これは出てこない前提でやるというよりは、出てくる前提で考えたほうがいいのか。これは出てこない前提でやるというよりは、出てくる前提で考えたほうがいいのか。これは出てこない前提でやるというよりは、出てくる前提で考えたほうがいいのか。

【環境省環境再生・資源循環局（神谷廃棄物規制課長）】 ありがとうございます。すごく大事な話で、それをしっかり方針をつくらないと、この事業はいつまでたっても卒業できないことになってしまいますので、そういう事態を回避するようにしっかり手を打っていかなくちゃいけないというふうに思っています。

どういう体制を JESCO、あるいは民間も含めて組むかというのは、可能性としてはいろんな選択肢があるというふうに思っていますが、高濃度 PCB は JESCO でしか処理ができませんので、豊田事業エリアで処理を徹底するための期間をくださいというのが今回のお願いの趣旨でございます。

その後の大きな課題については、しっかり検討して、やはり新しい考え方で方針を出していかなくちゃいけないと思っていますが、今はちょっと具体的に説明できるほどの情報というか、知恵が私の中にはありませんので、そこはこれからしっかり検討していきますということで、国がまた次の方針をしっかりと出していこうということで考えております。

【委員長】 よろしいですか。

豊田市は掘り起こしの考え方は、ただ今の環境省のお話と呼応しているんですか。

【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】 基本的に掘り起こしの期限というのは今年度までという形になります。今年度以降については、指示が今のところないと思いますので、見つければ当然、立ち入りはやりますけれども、今のよう形に掘り起こすことはないと思っております。

なおかつ見つかったものについては、先ほど言ったように、私どもとしても現地で

確認しながら、必要であれば処理をさせていく。この2年間ですね、今年が処分期間ですからあともう1年ちょっとですけど、その間に確実に処理できるように指導していく。そうでない場合は代執行まで視野に入れてやっていくと。これは4県の中の市も県もそういう形で動いておりますので、今、把握しているものについては、確実に今年、来年の中に入って来るというふうには考えてはおります。

以上です。

【委員長】 最後の積み残しについては、ただ今、環境省がおっしゃったように、まだ誰もわからないということですね。

【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】 そうですね、私どもも、この施設は基本的には期限後は、もう処理ができなくなっていくと考えておりますので、新たな枠組みがないと、新たに発生したものの処理ができないという形になると考えています。

【委員長】 ありがとうございます。よろしいですか。

では、E委員お願いいたします。

【E委員】 最初に松田委員長が、ここの施設の経緯、あるいは安全委員会の経緯をずっとお話をされました。平成17年から始まって10年間で終わるという話を先ほど佐藤副委員長も言われましたが、平成27年のときに10年間延びますという話をされて、また今回、5年ぐらいかな、解体まで考えるとわからないね。10年また延びるかもしれない。何か環境省の政策が悪いのかな、読みが悪いのかなという感じがしております。

今日説明していただいてようやく理解したのは、掘り起こし期限は来年の3月31日ですよ。これは絶対守ってほしい。そうですね、今まで一生懸命やってきたんだから。そしてその後出てきたのは、令和4年度に処理を終える。そして4年度から5年度は北九州のものを協力してあげる。そういうところをもっとはっきり言ってほしいです。新しい方々がわからないというのはそういうところなんです。いつ何をどういうふうにやるかというところが、今日の説明の中で全然わからない。私は後半になってようやくわかってきました。ずっと一緒にやられているから、今までの経緯がわかっているからわかったんですが、新しい方は、今までの経緯というのが全然わからないわけです。非常に難しい。

資料のつくり方もありますけども、やっぱり新しい方、あるいは住民の皆さんにわかる内容の説明、あるいは資料のつくり方をお願いしたいというのが、今日の説明

の感想です。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

ただ今、E委員がおっしゃったことに関連して、私の方からも少し述べさせていただいてもよろしいでしょうか。

環境省が悪いというふうには私は思わないのですが、環境省のやってらっしゃるやり方は、基本的に性善説に基づいていると思うんですね。この期に及んでは、現場の視点でもって進めていっていただかないと、今日皆さんおっしゃった発言が生きないと思うんです。豊田の安全監視委員会の皆さんは、国の言ってらっしゃることに基本的には賛同されているんです。早く安全に処理してほしいという気持ちも、協力しようという気持ちも強いんです。今日の皆さんのお話を聞いていても、ネガティブな意見はありませんでした。そうですね。

さて、本日は少し厳しいことを言いましたが、環境省のやり方は少し工学的センスがないのではと思いました。これから取りこぼしのないようにやっていただくためには、現場の声をもっと取り入れて、徹底的にやっていただきたいんです。もう期限がないんです。

皆さんいかがですか。Eさん、どうでしょうか。

【E委員】 松田委員長が今までで一番厳しいことを言われていますが、本当にそうですね。25年延びているんですから。

【委員長】 最初にお話しさせていただいたんですけど、ここの地元の方が切実な声を私に届けてくれたんです。その方の御協力、御理解に報いなければいけないと思って勤めさせてまいりました。ああようやく終わるなと思ったら、この状況です。この思いはE委員と一緒にです。E委員には最初から一緒にいただいているので。

環境省にはもう一度その辺を踏まえて、実現性のある計画をわかりやすく皆さんに示してください。特にこの豊田の住民の皆さんにはもっと感謝の念を抱いていただきたいと思います。

【E委員】 もう1点いいですか。

【委員長】 どうぞ。

【E委員】 豊田市に伺いたいのですが、これは豊田市長宛てに文書が届いて、これを市長は受け入れられたのですか。まだ受け入れられてないのですか。

【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】 基本的に受け取りました。その内容につきましては、先ほど御説明をさせてもらったように、皆さんの意見をもって、その中で踏まえて判断をしていくということで、どちらにもまだ。

【E委員】 判断はされていないのですね。紙を受け取っただけと。

【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】 そうということです。受け取った状態でございます。

【委員長】 皆さんの御意見がまず先ですね。皆さんがもし全員反対だということですと大変困ったことになると思います。

【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】 この後、年度内、来年の3月までに回答していく予定でありますので、皆様方の意見を踏まえて最終的に市として判断をしていく形になろうかと思えます。

【E委員】 議会のほうも説明するのですか。

【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】 議会のほうも含めて説明をしながらお答えをしていく形になろうかと思えます。

【F委員】 ちょっと一ついいですか。

【委員長】 はい、どうぞ。

【F委員】 いろいろ掘り起こしの件が出ていますが、実際に事業所からの申告を待っているだけじゃなくて、皆さん関係する方が一軒一軒事業所を回って、「あなたのところはこういうコンデンサーを持ってないですか」ということで回っているのか、どういう格好でやっているのか。ちょっとそれが申告だけだと、持っていても申告しない人もいるから、どういう格好で徹底できるのか、誰かが回っているのか、それがちょっとわからないので。

【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】 基本的に、アンケートをとって答えてくれるところについては、その内容を見ながら現地にも確認に行きますし、ないと言われたところについては、再度本当はないですかという確認をしていきます。

それから、連絡をとれないようなところや返事がないところも。それについては、現地へ行って、その事業所があるかないかといったところまで調べて、我々のできる範囲の中でなくなっていないように、もしくはどこかにいっちゃわないようにひもづけを一生懸命させていただく中で拾い出しをしております。

【F委員】 じゃあ、一応は当たっているということですね。わかりました。

【委員長】 リストがある中のものと、比較的やりやすいですよ。リストに載ってないものの掘り起こしは難しいですが。

【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】 まず、我々行政がやるものと、業界がやるものと分かれているものですから、何とも言えないのですが、電事法絡みのところはリストがございます。そのリストについては、そのリストがどうなっているのかをフォローリングしながらやっております。

【委員長】 そのことなんですけど。前回の国の検討委員会の事前説明で私が意見を求められたときに発言したことは、経産省とは今の電事法でいろいろと掘り起こしてタイアップされているのでいいんですけど、その他にも例えば、文科省ともタイアップしてはと申し上げました。大学が一番怖いのは文科省です。大学に徹底するのなら、文科省にもっと動いてもらわないと。ほかにもあると思うんです。農水省もあるし、X線装置の話、厚労省だってあると思います。環境省がもっと指導力を発揮して他省庁と連携プレーしていただきたいんです。

それではI委員どうぞ。

【I委員】 今のE委員の発言にプラスしてもうちょっとお聞きしたいんですが、こういう大臣から市長さん宛ての文書ってなかなか見る機会がないものですから、ちょっと教えていただきたいんですけど、これに対して、「検討してください」と来たら豊田市側として回答をつくりますよね、この回答はどのような性格のものとして落ち着くんですか。

というのは、例えば先ほど言われたみたいに、令和6年度以降の見つかったものはもう受け入れないんだという意見集約がこの委員会で出ちゃったら、これについては環境省はどう受け入れるのか。「検討してください」というだけではよくわからないんですけど。回答をどのぐらい尊重していただけるかが、そのやり取りがよく理解できないんですが。

【環境省環境再生・資源循環局（神谷廃棄物規制課長）】 前回の要請のときは、平成25年の要請を行いまして、平成26年の春に回答をいただき、その際に条件を提示いただきました。それも含めてしっかりやっていきますという返事を環境省から返したという手順です。

ですので、今回もこの条件であればというような話があれば、それは我々も最大限尊重して、そのとおりやっていきますという話になると思います。

【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】 前回お答えをさせてもらったのは、延長する計画自体は進めてもらっても構いませんという話が1点と、ただし、当然ですけれども平成38年、令和8年3月までにこの事業を終わってほしいということを併せてお願いがしてあります。

ですから、計画とは別に我々の要望みたいなものもそこに入れてお答えをさせてもらっているという形になります。

【I委員】 その回答についてまたこのPCB安全監視委員会で議題に乗せるということは。

【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】 今、議題には乗せる予定はないですが、ただし、皆様からいただいた意見については、情報共有をさせていただき予定で、今の段階だと来年に入ってから、年明けのところでまた会議を開いて、報告させていただくことになろうかと思えます。

【委員長】 回答期限はいつなんですか。

【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】 回答期限は書いてないですが、環境省からは今年度中という話を受けておりますので、今年度中、3月中をめどに御回答していく予定でおります。

【委員長】 ということは、こちらの回答の素案をつくられて、それを市議会にかけられるんですか。

【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】 議会等には、御報告になるかと思えます。こういう意見をいただいて、こう答えていくという報告を2月～3月にさせていただいて、3月に国に答えていくことになろうかなと思えます。

【委員長】 これから先の進め方ですが、安全監視委員会でもう一度その素案を見せてもらえるものですか。

【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】 考え方について、こういう形で考えてますということは御報告をする予定です。最終的な回答自体はまだ出来上がっておりませんので、皆様方とまたやり取りをする中で最終判断をして、最後に文面を書く形になりますので、こういう形で考えてますということは示せると思っています。

【委員長】 ということは、次回の安全監視委員会は来年の2月とか、3月では遅いのかも知れません。そのときにほとんど出来上がったものを御報告か、あるいは御意見を伺うのか、手順がよくわかりませんが。

【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】 皆さんからこういう意見をもらって、市としてはこのような考え方でいます。もしくはこういう考え方ですけどどうですかみたいなことが諮れば一番素直だと思うんですが、まだどういう形で進めるかまでは決めておりませんので、また決めていきたいと考えています。

【委員長】 I 委員、よろしいですか。

【I 委員】 何となくイメージはつくんですけど、あまりはっきりとした手続ではないということですか。

【委員長】 いや、はっきりした手続でしょうね。

【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】 計画に対してはどうですかとされているので、計画変更については認めるかどうか最終的な判断にはなるかと思います。

【委員長】 環境省への答申は、条件をつけて、ここからここまでは私たちは協力できるけれど、ここから先はできないよときちっと定量的に環境省に伝えるのですね。

【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】 回答の中に書き込まれる部分については、皆さんの意見をもらって、地元の皆さんの意見を尊重しつつ、最終的に決めていくという形になります。

【委員長】 環境省の言いなりになるわけではないのですね。

【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】 はい、ないです。

【委員長】 ということで、環境省から要望をいただいた以上、我々も真摯に JESCO 豊田事業所にも協力していただいて、どこからどこまで可能かをしっかり検討したうえで、答申するのが今年度末ということですのでよろしいのですね。

【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】 はい。

【委員長】 それでは、お待たせしました。J さんお願いします。

【J 委員】 現状、処理の延長、再延長みたいなどころからすると、この JESCO 豊田事業所の解体撤去、ここが最終目標とするのであれば、延長の要請に対してもうちょっと慎重に考えないといけないかなと思います。

なぜかという、残りわずかみたい事業所になってしまうと、へたすると永遠に撤去解体できませんということになり得るといふふうに考えてしまうので、先ほどもありましたけど、延長の要請についてはもうちょっと慎重に検討して、ノーと言うときにはノーと言わないといけないのかなと思います。

【委員長】 その慎重にという意味は、もっとリジッドに考えろということですね。



【J委員】　そうですね。撤去解体が最終目標、それを守るという話であれば。

【委員長】　それは多分、豊田市も同じ認識を持っていると思うんですが。ありがとうございました。

それでは、K委員をお願いします。

【K委員】　先ほど北九州エリアの案件の受け入れについては、JESCO 豊田としては十分処理能力はありますということだったんですけど、やっぱり処理期間が延びれば、それだけ設備やインフラのほうも老朽化すると思いますので、やっていただいているとは思っておりますけど、例えば点検の箇所や点検頻度等も今のとおりでいいかどうかというところも踏まえて、見直しをしていただきたいなと思っております。それによって安全な処理を継続していただけたらと思っております。よろしくをお願いします。

【委員長】　それでは、L委員をお願いします。

【L委員】　私のほうからも、今、K委員が言われたのと全く同じことを言おうと思っておりました。といいますのも、先ほど松田委員長からもお話がありましたとおり、この地域の皆さんからの表立った反対というか、そういった意見はないようにも聞こえましたが、そのような形になったのは、恐らくこれまでの 20 年間の安全操業といいますか、地域の皆さんに与える悪い影響というものがほとんどなかったからだ、その賜物だと思います。

ですが、20 年間経っているということで、ちょうど老朽化が進んで、今まではトラブルはなかったけれども、これから細かいところいろいろなトラブルが出てくる、あるいは施設の寿命というのがきてしまうような側面もあるかと思えます。非常に微妙な年数だと思いますので、そのところをしっかりと、今の安全な状態というのをキープしていただくということがまず前提になるかなというふうに思います。

それから期限についても、まだ議題は 1 と 2 についてだと思いますが、3 の処理施設の解体、「数年間の期限」というようなかなりあいまいな書き方をしていると思えますけれども、これはやっぱり非常にまずいと思います。やはりきちんと何年までに解体するという、少なくとも一旦はそういう期限を設けないと、目標が持てないというところがあると思いますので、そういったことも含めて御検討いただければというふうに思います。

あと、ちょっと細かいことですがけれども、この御説明いただいた資料なんですけど、

先ほど工程が図になってないのでわかりにくいという話がありましたが、私もよくわからなかったので、自分でここに線を引いて平成何年の何月というのを書きながらようやく話を理解しました。

一方、3ページの図ですが、これは全国ですか、処理台数何万台というような図がありますけれども、これはどう見ても比率がおかしいですね。処理 37.9 万台に対して、未処理 1 万台、未登録約 1 万台、紛失 1 万台と、これは全部 1 万という数字ですが、それぞれ幅が違ってますし、これで合わせると 3 万台ですけど、どう見ても 37.9 万台に対してこの 3 万台の幅はおかしいと思うので、やっぱりこういうミスリードするような図を見せていただいて説明されても、直観的にわかりにくいと。先ほど工学部出身だからということの御説明もありましたけれども、細かいところで申しわけありませんが、やはりこういう説明に関する図はもう少し正確にしていきたいなというふうに思います。

以上です。

**【委員長】** ただいま委員がおっしゃったこと、私も言いたかったんですけど、これは環境省に直接お伺いするのも酷なので、あえて私から言わせていただきます。その「数年」ということで記載されておられるのは、実を言うと環境省が一番、もうこれ以上皆さんに御迷惑はかけられない、約束したはいいんだけどまた違えてしまうと、今度はどうなっちゃうんだらうというのがありありだなと思うんですが、いかがですか、神谷課長。

**【環境省環境再生・資源循環局（神谷廃棄物規制課長）】** ありがとうございます。そうですね、ここは「何年」と書くべきだという議論が当然あると思っておりますし、今日の意見を伺っていても、結局、いつ完全に事業が終わるんだというところに皆様の御関心がすごくあるということがよくわかりました。

それで今、「何年」と書くと嘘になってしまうかもしれないので「数年」と書かせてくださいというのが、こういうふうにした正直な理由でございます。北九州の1期施設、変圧器・コンデンサーを処理していた化学処理のプラントを7年計画で今、解体をしている最中であるというのが一つの大きな先例にはなると思います。ですので、それを見ながら、豊田事業所の工期についても、できるだけ早くしっかり皆様にお示しできるように、JESCO ともどもしっかり取り組んでいきたいと思っております。今、こういう表現にさせていただいたのは、申し上げたとおりの事情でございます。

【委員長】 豊田市として、その辺はどういうふうを考えられますか。

【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】 確かにこの「数年間」というものは、この安全監視委員会を含めて地元の方に説明にあがるにおいても、じゃあいつまでかということがわからないと評価のしようがない、「どうですか」と言われて「数年間でいいですよ」とはなかなか回答しづらいというふうには思っているのですが、何らかここに判断をする年月が欲しいということは重々言っているんですが、今、JESCO のほうとして確定を出せるのが、後ほど説明する資料かなというふうに思いますが、これを参考にして最終的には判断をしていく形になろうかなというふうには考えてます。

【委員長】 わかりました。そうですね。

その前に、私のほうからも補足しておきますと、まずこの事業が本邦初、あるいは世界初の事業ということですね。それと、壊すのは意外と簡単だと思われるかもしれないんですけど、壊すことのほうが大変だというのが、今回の施設の特徴ではないかと思えます。ですので、神谷課長が慎重にならざるを得ない理由もよくわかるんです。かといって、地元の皆さんには不安をあおるようなことでは困ります。北九州が唯一の前例になるんですけど、北九州と豊田事業所では、物理的な構造等も違うし、制約が随分違うので、そういうことを併せると、「何年」というふうな言い方はできないんじゃないかと私は思うんです。

なので、あいまいかもしれませんが、ある程度の期間幅は必要かもしれないです。その期間幅をいかにして最小にしていくかという努力をしていただくのが現実的なのかと思うのですが。

豊田市と環境省でその辺のところを御検討いただいて、何らかの形で私たちにももう少し具体的なものをお見せいただくというのはいかがでしょうか。

【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】 地元には近々に説明に入ってますので、示せる資料については示させてもらいながら、意見交換をしていきたいと思ってます。

【委員長】 神谷課長、ただ今のようなことでよろしいですか。もう少し具体的に「何年から何年」というように。「数年」というのは誤解を招きますので。

【環境省環境再生・資源循環局（神谷廃棄物規制課長）】 わかりました。

【委員長】 よろしくお願ひします。

M委員、御意見はいかがでしょうか。

【M委員】 大体、委員の皆さんがお話していただいていることになるんですが、念押しなんですけれども、先ほどから工程表とか出てきていますが、あくまで予定なんですけれども、なぜそれをきちっとつくりたいかという、計画したんだけどまた延長になると、そのとき一体どこがまずかったのかということを検証するためにその工程表というのがある程度必要になってくるということがあります。だから今回も、期間を延長しましょうと、それはなぜかといったら、掘り起こし作業をしたら、思った以上に新しいものがどんどん続けて出てきてしまった。じゃあそれをもう少し延長すれば、もう少し期間を延ばさざるを得ないだろうというような、そういうことに今回はなったと思うんです。だからそのためにも、できるだけ、難しいのは重々承知してますけれども、できるだけわかりやすい明確な工程表をまずはつくるということを求めたいと思います。

それで、ちょうど私も解体の期間のことをお聞きしようと思ったんですけども、この豊田市の場合は大体4年計画ぐらいが解体のところに入ってきているんですけども、北九州では7年から10年かかるという話で、そのところも、どうして、どの部分に長い時間が必要になってきたのかということも、明確に理由をはっきりさせることによって、もう少し予測が正確になってくるということにつながっていくと思いますので、そこをぜひしていただきたい。

3つ目ですけども、資料2の裏側2ページ目の上から3つ目ぐらいですか、4事業地域でも当初の見込みより掘り起こしが云々というところがあって、「処理完了時期の延長や事業終了準備期間の活用」と、こういうような表現がしてあります。「活用」という言葉が書いてあります。私も最初読んで、この事業終了準備期間って一体何のためにあるのか、そこを活用するということは、もともとこの準備期間というのは処理を見込んでやってあるのか。もしそうであるんだったら、やっぱりそれも、先ほど4年、5年というのは、4年でとにかく頑張るんですけども、どうしてももれが出るだろうから、5年度にそれをやって何とか終わらせましょうと。

やっぱりちょっとそういうところの言葉の使い方というんですか、この期間というのはどういうために用意してあるのかという、やっぱりそこをきちんと書いていただく。そこが、今日もずっと聞いていて、やっぱり信頼関係が今、一番大事なことだと思いますので、できるだけ正直に出していただいて、我々も理解しないといけないところは理解するというところで、信頼を失わないような説明を心がけていただけたら

いいなと思っております。

以上です。

【委員長】 どうもありがとうございました。

全くそのとおりですね。多分、地元の委員の皆様も、特に初めて出られた方には今回の説明では何のことやら理解できないと思います。

最後になりましたが、I委員お願いします。

【I委員】 先ほどちょっと意見を述べさせてもらいまして、環境省と豊田市との意見の今までの経緯、ここがまだいま一つ、僕もこれ十何年参加させていただいてますけど、延長してきたということに対しても、お願いされて延長してきた。この経緯がいま一つタイムに従って理解されてないところがあって、この表現は、単純に、ちょっとうがった読み方かもしれないですけど、「何々をしたい」と言われると、「ああそうだね」で終わっちゃうんですね。環境省はそう言ってるだけじゃん。「したい」と。「することを検討しろ」というのだったら、ああこういう見解でできますねという議論ができるんです。多分、そこに条件を付けてお返しするという形でやり取りできると思うんですけども、この「したい」という表現は、これは普通に行政的に使われる用語なんですか。3つとも「したい」が付いていますね。

あんまり僕たちには聞き慣れないです。「することを検討してください」なら、できる・できないの議論がある程度できて、そこに条件を付けて、そうすると我々PCB安全監視委員会で、住民の方の意見も入れて、「これだったらきっとできますよ」といってお返りする。するとそれに対して環境省は、「まあこれぐらいのことを考慮してください」。そのやり取りの基本ルールがいまだにまだ理解できてないです。申し訳ない。すぐ返答くださいという話ではなくて、ある意味感想です。

というのは、このニュアンスの中に、実はまだ再延長がありますよというニュアンスが入っているとすると、これはちょっと議題に上げたくないなど。だからそこだけでもはっきりさせてくださいという話が要望として出たときに、きちんと返答いただけますかという話だと思うんです。

【委員長】 どうでしょうか。

【環境省環境再生・資源循環局（神谷廃棄物規制課長）】 「することとしたい」という言い方は、「することの可否を検討してください」と全く同じ意味です。したいけれども、それでいいかどうかを御検討くださいという意味を縮めて言っているだけです。

あと、それに対して将来の含みがどういうことがあるかとか、どういう条件ならばという話は、まさに地元の声を聞かせていただいて、我々もそれをもって腹をくくってその後進ませていただくということで考えておりますので、意味合いとしてはそうでございますし、よくよく意見をいただければ、しっかり踏まえてやらせていただこうと思っております。

【I 委員】 ありがとうございます。豊田市が苦勞されて多分、最終的な文面をつくられると思いますが、その意見が尊重されていないと、やっぱり委員会としてはちょっと寂しいかなと。お願いします。

【委員長】 近藤課長、何かありますか。

【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】 用語については、申しわけないです、組織が違うものですからちょっと何とも言い難いんですが、一応、この文面で我々としては、国はこうしたいという要請に対して、市の考え方、それに対して賛同いただけるかどうかも含めて御回答ができるものと考えております。

ですから、例えば賛同するといっても、その賛同にはどういう賛同の仕方があるのかというのを、皆さんの意見を踏まえて、市の意見を付けて返していきたいと思っておりますので、いろいろな意見を集約した上で1、2、3全部に付けるのか、2、3に付けるのか、最後だけ付けるのかというのは、またその時点で判断していきたいと思っておりますので、今日いただいた意見も含め、また地元へ説明をさせてもらったときにいただいた意見も含め、最終的にはそれらを総合的に判断していきたいと思っております。

【委員長】 ありがとうございます。

ここで、事務局にお伺いします。随分時間が迫っているのですが、あと20分か25分ぐらい延長させていただいてもよろしいでしょうか。

【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】 はい、大丈夫です。

【委員長】 ここは重要なところでしたので、あえて私が1番、2番の環境省の要請事項を、できるだけ多く時間をとって皆さんに御意見を伺いました。

次の3番目の要請事項につきましては、先ほど環境省から説明いただきましたので、豊田市の立場でどのように受けとめられているのかを伺いたいと思っております。

【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】 要請の（3）ですね。説明をさせていただきます。

3番目の要請については、処理施設の解体撤去についてでございます。前回の国の

処理基本計画の変更要請時には、JESCO 豊田事業の処理完了時期、これを、平成と令和がごっちゃになりますけれども、令和で申し上げますと8年3月、7年度末ということにしていることから、ここで解体ができない、更地にできないということに対しては、市との約束違反だというふうに捉えております。

施設の解体については、周辺の住民の方の安全・安心がまず第一でございます。その上で、住民の方々の負担が少なくなるように、可能な限り短期間で進める必要があるというふうに考えております。

要請についてまた環境省、JESCO から皆様に説明をいただいて、皆さんの意見を踏まえて判断をしていくことになりますので、あわせてまた追加で意見があればお聞かせ願えればというふうに思っております。

【委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、この要請事項の3番目に関しましては、JESCO のほうに資料を用意していただいています。未来の話ですし、まだ確定しているわけでもないの、資料をかいつまんで、流れがわかるようにして説明していただきたいと思います。

【JESCO (瀧口 PCB 処理事業部長)】 JESCO の PCB 処理事業部の瀧口です。それでは、この資料、説明させていただきます。

JESCO は、全国5カ所で PCB 廃棄物処理施設を設置しております。皆様の御理解・御協力のおかげで処理を進めてまいりました。事業終了後は、安全第一に解体撤去を実施するというので、この解体撤去に当たりましては、周辺環境への影響を出さないこと、それから作業の方の安全衛生管理の確保、それから解体撤去で PCB が付着した廃棄物が出てまいりますので、その無害化、これを実施方針としておりまして、またこの委員会の場で今後も解体撤去の進捗状況を報告させていただくことになるかと思っております。

先ほどからコメントいただいておりますが、北九州1期施設、これは既に処理を完了してございまして、解体撤去のフェーズに入っております。この施設の維持管理の経験ですとか知見を生かしつつ、学識者の皆さんの助言・指導を得て、先行工事を実施したところで、この先行工事の結果をこの豊田の施設、あるいは他の施設に生かしていきたいと考えております。

今日は、その先行工事の結果も含めて御報告をさせていただきます。この資料のページが、私どもが豊田市役所に送ったページがちょっとずれていたりして正確ではあ

りません。申しわけありません。

この「解体撤去工事の実施に当たっての対応」というページをご覧くださいませるか。先ほど申しました3つを大きな実施方針にしておりまして、まず周辺環境に影響を及ぼさないということで、この負圧管理、中から外に空気が出ていかない、中から出ていく排気はちゃんと処理をした上で出ていく、そういう形で PCB の除去を行いたいと考えています。

それから、皆さん解体といたしますと、ミンチ解体のように大きな鉄球のようなものでガンと壊すような、ああいうのを思い浮かべられるかもしれませんが、この JESCO のような有害廃棄物を扱っているような工場は、ああいうことができませんで、基本、非常に丁寧に手バラシで解体をしていくことになります。PCB の飛散が少ない工法とか技術を採用していくことになりまして、この解体撤去の間も操業時と同様に、万が一この排気や排水が漏れていることがないか、周辺環境のモニタリングを行いながら解体撤去を進めていきたいと考えております。

それから、当然ながら作業に携わる方の安全衛生管理の確保ということで、この JESCO、運転会社、それから解体工事ということでいたしますと、解体に熟練した業者の方に入ってもらうことになります。そうした方々と十分なコミュニケーションを図りながら施設の維持管理と、工事における労働安全衛生体制というものを確立しまして、この作業環境の状況に応じて、例えば PCB 濃度が高いようなところで作業するときは、それに対応した防護具を着用するという形で行いたいと考えてます。

それから当然、解体撤去に伴いまして PCB が付着した廃棄物というものが出てまいります。その PCB が付着した廃棄物のうち、高濃度のもはまず JESCO の施設の中で洗浄する。また低濃度のもは、法令に沿った形で無害化処理認定施設に払い出すというような形で考えております。

こうした解体撤去の進捗状況は、この委員会でも報告させていただくほか、JESCO のホームページとか、あるいは事業所だより等で情報を公開していきたいと考えてます。

次のページが、北九州 1 期施設の例です。事業が終了しまして令和元年度、2019 年度からまず、委員長のお話にもありましたが、この解体撤去というものも本邦初なものですから、先行的に工事をやって、そこでいろんな知見を積み重ねようということで、4 設備を対象にして先行工事を行いました。それが今年の 9 月の初めに終わっ



ております。

それから、並行して配管やタンクの液抜きや洗浄等の作業を進めておりまして、これが今年度末まで、あるいは来年度の前半ぐらいまでということで考えておりまして、その後、本格的な解体撤去に入るということで、プラント設備に付着した PCB を除去すること、そしてそれを解体する、これが令和 4 年度と令和 5 年度、そしてその後、建築物、いわゆる建屋になるわけですけれども、その壁や床に付着した PCB を除去して、そして建屋を解体し、また基礎等を解体して更地にする。これが令和 7 年度末までということで考えております。

ただ、これもまだ予定でして、今後、具体化する上で少し変更が生じるかもしれません。

次のページです。先ほど申しました 4 設備、グローブボックスという設備、それから粗解体設備、破碎分別設備、VTR 等の設備というものの先行的な解体を行った工程表をここに付けております。令和元年度から始めまして、コロナの影響等を受けた時期がありましたが、令和 3 年度の 9 月 3 日、今年の 9 月 3 日にこの先行的な解体は終わっております。

それを示したものが次の資料でして、グローブボックス本体、それから粗解体設備の解体工事の前と後ですね、ビフォアとアフターで示しております。ここにありますように、プラント設備が撤去されたのがおわかりになるかと思います。基本、手バラシで解体、あるいは丁寧に切断をしてこのような形になっております。

次のページが、破碎分別設備、それから VTR 等という真空加熱分離装置ですが、それを撤去した例がこのビフォアとアフターの写真でおわかりになるかと思います。

次のページですが、「先行工事で得られた知見と今後の予定」ということで、この北九州 1 期施設は、周辺環境に影響を与えることなく、必要に応じて防護具等を着用することで計画どおり作業を進めて終了することができました。

ただ、1 件、今年の 6 月に労災が発生しました。これは、4 階構造で、4 階でグレーチングというのを切断していて、それが誤って下に落ちてしまって、下にいた作業員の方の指が骨折するという労災が生じまして、その後、安全管理のさらなる徹底を図りまして残りの工事を進めたところです。

こうした中で、幾つかの各種手法や技術の安全性や有効性、作業性が確認できたところでした、こうした知見を解体撤去マニュアルというような形で、この北九州 1 期

施設の本工事等に適用しましたり、あるいは来年度から先ほど申しましたように本格的な工事に入るべく、今、準備を進めているところです。

次のページですが、では、豊田の施設を解体撤去するに当たっての課題というところで1枚資料を用意しました。

大きな課題として、以下の3つの点が上げられるかと思えます。

まず、5事業所の中で最も狭い敷地に立地しているものですから、各種の設備や連絡配管が密に設置されておりまして、解体撤去の作業スペースが確保しにくいというものがあります。

それから、こういう解体工事ですと仮設の工事事務所をつくったりとか、いろいろあるわけですが、そういうところが制約を受けるという面もあります。

それから、建物が7階建てでほかの事業所に比べると高いということで、解体工事ですと上から出し入れしたりするようなこともあるようなんですけれども、やはりビルが高いとその分の難易度が高くなるという面があります。

それから、高濃度 PCB を取り扱う区域に、遮蔽フードと申しまして、ステンレス製の天井、壁、床で設備全体を覆っているそういう囲いのことを遮蔽フードと呼んでおりまして、この写真を載せております。普段は人が入らないエリアでして、清掃ですとかあるいは定期点検のときのみ入るわけですが、ここの写真を見てくださいとわかりますように、この遮蔽フードの中は非常に PCB 濃度が高いものですから、完全防護の形で入ることになります。このステンレスのところに防護服の白いのが映っているのがおわかりになるかと思えます。この遮蔽フードは、PCB が外に漏れないという点ではプラスですけれども、中の濃度が高くなるものですから、作業安全衛生の確保というのが一つ課題になります。

そういう中で、最後のページですが、この施設の解体撤去の工程ということで、主な工程としては、事前作業の実施ということで、まず解体撤去に向けていろんな準備があります。今も行ってますけれども、整理、整頓、清潔、清掃、これは継続して実施していくことになりましてし、どれぐらいプラント設備や、あるいは床や壁に PCB が付着しているのか、そうした調査もする必要があります。それから、どういう手順で PCB の除去を進めていくか、配管やタンクの液抜きや洗浄、それから、もうだんだん操業が終局に向かうに連れて不要となる設備は先行的に解体することで、後々の負担を軽くする、あるいは知見を得ていくということで、今、コンデンサー自動解体

設備を先行的に解体できないかということで検討しております。そうしながら工事の仕様書等を作成していくわけです。

実際に工事に入りましたら、北九州の例にありましたように、まずプラント設備に付着した PCB の除去分別を行いまして、そしてプラント設備を解体、それから建築物に付着した PCB の除去分別を行いまして、そして建築物の解体工事、最後は基礎の解体や杭の撤去を行いまして更地になるということです。

ここは一般的な流れでして、例えばプラント設備の解体を行った区画から壁や床の PCB の除去分別を行う、そうしたことも今後、考える必要があるかと思っております。

それで、大体どれくらい時間がかかるかということですが、この2番から5番のプロセスに約7年程度、この事前作業を含めると全体で約10年程度かかるというふうに今、見込んでおります。事前作業は操業時から実施できるものもありますから、ですから更地になる状態には、令和3年度から着手して約10年かかるということですので、2030年度の末ぐらいまで、令和でいいますと12年度の末ぐらいまでかかると、ですから事業終了準備期間の終了後ということだと、5年から6年ほどを要するというように考えております。今後の詳細な調査ですとか、あるいは除去分別、解体の方法、これらを具体化することで、もう少しこの期間についても具体化していきたいと思っております。

ちょっと駆け足でしたが、以上です。

**【委員長】** ありがとうございます。

一つ質問ですが、この事業は最後の最後まで安心・安全を重要視していただきたいので、今おっしゃったようなこの期間が出てくると思うのです。そこで、この撤去作業のための、作業していただける方たち、あるいはその会社、企業等は、どのようにして決めていかれるんですか。

**【JESCO（瀧口 PCB 処理事業部長）】** 幾つか役割分担があると思うんですが、例えば配管とかタンクの洗浄とかそうしたものは、この設備の構成等に習熟された運転会社の人にやっていただくというのも一つのやり方だと思いますし、実際にこの建物の解体、そうしたものはそれに経験がある業者ということで、基本的には一般競争入札ということになりますけれども、ちゃんとその工事の仕様書等を作成して、それができる業者ということで選定していくことになると思います。

**【委員長】** 一般競争入札が大体常識だと思うんですけど、要求条件を厳しくしてい

ただきたいと思います。何回も出てきますが、地元の住民の皆さんのことを第一に考えていただきたいので。

それでは、皆さんには御意見がありましたら自由に述べていただきたいと思います。環境省の説明、豊田市の説明、それとただ今の JESCO の説明で、特に要請事項 3 番目につきまして何か御質問、あるいはコメント等ございませんでしょうか。

はい、お願いします。

【E 委員】 今、JESCO 豊田事業所の解体の概要、考え方を説明していただいたんですが、私もこの建設段階から知ってます。非常に厳しい建設だったというふうに思います。そして施設が動き出して、施設の見学等で中に入れていただくと、ほかの会社になような配管の仕方、それからタンクの置き方というのが、これはもう狭いスペースで 7 階の建設をしたというところに一番問題があるんですが、特にこういうところは解体作業においては災害が発生しやすい。ですから、そこら辺を第一に一番考えてほしい。周辺環境、住民の皆さんにもそれは当然のことながら、作業に対する安全というのを一番第一に考えてほしいと思います。

それからもう一つ、これはちょっと私の提案です。委員長と事務局のほうで決めていただければいいですが、この安全監視委員会は年 3 回ですよ。

【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】 多くて 3 回です。

【E 委員】 多くて 3 回ですね。そうすると、4 カ月に 1 回というのは、そのチェックする機能が少ないと思います。ですから、機動的に集まれるメンバーをそろえて、作業部会的な組織をつくって、もう随時、いつでもチェックできるという機能を編成したらどうかなというふうに思います。この人選は、私は松田委員長と事務局のほうに私はお任せしますが、そうすれば、安全、それから周辺環境に対しても、それからこの計画した進行どおりに本当にいっているのかどうかというのが随時チェックできると思うので、作業部会的な組織を編成したらどうかなというふうに私のほうから提案させていただきたいというふうに思います。

【委員長】 ありがとうございます。事務局、ただ今の E 委員の御提案についていかがですか。

【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】 ありがとうございます。実は、この安全監視委員会の付随した機関として作業部会というものを設けております。作業部会はどういうものかという、専門家の委員の方の意見をいただきながら、PCB 処理につい

での検証等を、主には事故が起きたときにしているような専門的な作業部会でございます。

今、御提案がございましたので、これまで PCB の処理としてやってきましたけれども、解体に関する周辺環境への影響、それから作業者の安全確保みたいなものについて監視するようなものをつくっていききたいなというふうに思っております。

ただ、解体については、専門的な意見が多いということで、本来、委員を有識者の方と周辺企業の代表の方となりますが、そういってもやっぱり周辺の方の意見を尊重する必要があると思いますので、直近の方々もプラスアルファをし、またその議論を聞きたいという方がおみえになったときには、会を傍聴できるような形もつくりながら、運営をしていきたいと思っておりますので、委員長とまた…。

【委員長】 現在、案はでき上がっているのですか。

【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】 まだそこまでつくってないので、委員長と協議をして、個別に当たらせてもらって、専門家の学識経験者の方と、周辺企業の方、それから特に地元の市民の方、それから一部お声がけをする方を含めながら皆さんの意見を集約し、また、聞きたいという方がおみえになれば聞くことができるような形もとっていききたいと思っております。

【委員長】 ありがとうございます。では、お声がかかりましたらぜひ御協力のほどを皆さんにお願いします。地元の皆様のほうにもお声がかかると思っておりますので、よろしく願いいたします。

その他はいかがですか、ただ今の3番目の要請についてです。作業部会が開かれれば、今日の JESCO の説明においてもう少し詳細に、具体的なエビデンス等も交えて皆さんで御判断していただきたいと思っております。安全・安心を第一に、かつできるだけ短期間を心がけていただけるように、作業部会を立ち上げてご検討いただきますので、その節はよろしく願いいたします。

そのほかいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【C委員】 今の部会の中にオブザーバーとして豊田の労基署さんがおみえになるので、もしお誘いいただけるなら、壊す側は非常にやっかいなんですけど、非常に参考的な意見になると思うので、入っていただけるとありがたいなと思うんですが。

【委員長】 ありがとうございます。ぜひご配慮いただきたいと思っております。

【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】 はい、一度考えていきたいと思います。

【委員長】 あとはどうでしょうか。

はい、どうぞ。

【L委員】 幾つか質問したいんですけども、北九州の解体の件なんですけれども、これはもともとはどういうスケジュールといいますか、時間の流れとしていつまでに解体する予定であったものが、今、順調にいつているのか、それともそれよりも長くかかりそうなのか、あるいは早く終わりそうなのかといったところのスケール感を教えていただきたいのと、それから、解体工事に伴って必ず PCB の汚染物が出ると思うんですけども、その汚染物は今、どのように処理されていて、ここが解体されるときにはそれはどのように処理される予定なのかということをちょっと教えてほしいんですが。

【委員長】 最初の御質問は、北九州でどういうスケジュールの約束がされていて、そして現在、どのようになっているのかということですね。

【L委員】 はい、そうです。

【JESCO（瀧口 PCB 処理事業部長）】 今、御質問いただいた2点、お答えしたいと思います。

まず、この北九州の予定ということで示しておりますが、この予定は北九州市役所、あるいは北九州市の監視会議でも御説明しております、今のところこの予定どおりに進んでいるということです。それがまず最初の御質問のお答えになるかと思えます。

【L委員】 本来の予定どおりに進んでいるということですね。

【JESCO（瀧口 PCB 処理事業部長）】 はい。

それから2点目は、この北九州の1期施設の解体で出てきたもので、いわゆる高濃度 PCB に該当するものは、JESCO の施設で洗浄したり、北九州1期施設の場合は2期施設が隣にありますので、そちらはまだ操業してしますので、そちらに持っていくということもあります。

御質問は、豊田の場合はどうなのかということもありましたが、豊田の場合も、洗浄設備は解体の順序をおくらせて、まず濃い部分から解体をして、出てきた高濃度のものはこの豊田の洗浄設備で洗浄するということです。

それで、高濃度未満といいますか、低濃度のものも出てきます。これは北九州のほうでも、国のほうで指定された無害化処理認定施設という低濃度 PCB 廃棄物の処理

施設がありますので、そうしたところに払い出しをしていくということになりますので、豊田の場合も基本はそれと同じ形で進めたいと思っています。

【L委員】 こちらのほうの設備については、まだ当分操業の予定ということで理解しておいてよろしいですか。

【JESCO（瀧口 PCB 処理事業部長）】 はい、国の PCB 処理全体の計画とも関係してきますけれども。

【L委員】 といいますのは、この工期が当初3年と言っていたのが7年ないし10年かかるとなったときに、多分、処理施設についても、それがないと困るという状況が生まれると思うんですが、そちらのほうは大丈夫なのかというのが私の質問の趣旨なんですけれども。

【JESCO（瀧口 PCB 処理事業部長）】 そのあたりは、国のほうにも JESCO のその解体計画を説明しながら検討してもらいたいと思っています。

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、全般を通して何でも結構ですので、御意見、あるいは御質問、コメントはございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

【G委員】 1つあるんですけど、解体作業に従事される方々は、高濃度 PCB を取り扱う区域に遮蔽フードを設置したりとかで、かなり濃度の高いところで作業をされる方も出てくると思いますが、体の異常の早期発見だとか、あと防護服も結構ごついものを着られている写真があるので、そういった働く人たちができるだけ負担の少ない環境にするとか、そういったことに対する配慮というのはこれからあるのかなど。

【委員長】 そうですね、そこは重要ですね。従業員の方々の健康と安全は。その辺を考慮された上で、ただ今の計画になってますか。

【JESCO（瀧口 PCB 処理事業部長）】 はい、そうです。

【G委員】 下請けの方とかも入られると書いてありますが、その方たちの管理は元請けの方々がするんですか、それともこの JESCO の方たちでされるんですか。

【JESCO（瀧口 PCB 処理事業部長）】 元請け業者がされることになります。ただ、JESCO としても元請け業者とのコミュニケーション等を密にしていきたいと思っています。

【G委員】 異常の早期発見みたいなのは、PCB ってなかなか普通の環境下にあるも

のじゃないから、そういうものがもし働く方々の体に入ったりとかしてしまったときの異常の早期発見みたいなのをどのようにされているんですか。今までのここでのことも含めてですが。

**【JESCO（酒井副所長）】** 当事業所の副所長をしております酒井と申します。いつも安全監視委員会の方々には大変お世話になっております。ありがとうございます。

通常の作業時のことを少し御説明させていただきたいと思います。

私どものこの施設は、豊田環境サービスという会社の方に通常の維持管理はお願いして管理していただいております。その管理の中で、いわゆる PCB を扱うエリアに入っただけの作業というのも当然でございます。その場合には、先ほどお話があった防護服などを着用するんですけども、それでも体の中に PCB が入るのではないだろうか、そういうことを確認するために、毎年血液を採取して、血液の中の PCB 濃度というのを測定するようにしております。その PCB 濃度が上がっていくようであれば、作業の仕方、あるいは防護服の着用なり何なりに問題があるということで、その原因を一つ一つ調べて対策をとるということで、血液中の PCB 濃度が上がらないようなそういう管理をしております。

ですので、今、お話がありましたように今後解体に当たっても、何らかのそういった工夫をしながら、作業員の安全を確保してやっていくという形になるというふうに考えております。

以上です。

**【委員長】** よろしいでしょうか。

そのほかいかがでしょうか。

それでは、皆様今日の議論で、環境省がお願いされている要請に対して、前向きに進めていってよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

（「結構です」の声あり）

ありがとうございます。神谷課長いかがですか。皆さんよく理解してくださり、非常に温かい委員会だと思うのですが。

**【環境省環境再生・資源循環局（神谷廃棄物規制課長）】** ありがとうございます。長時間本当にいろいろ御指摘いただきましてありがとうございました。

委員長から御指摘いただきましたように、工学的になってない計画じゃないかとか、それから工程表もしっかりと、それがすごく身にしみておりまして、全国的ないろいろ



る政策的な判断も含めて要請をさせていただいたという経緯はあるんですけども、やっぱり一日も早くしっかり処理して早くもとに戻してくださいという地元の皆様の切実な声というのは今日よくわかりました。本当にありがとうございます。

それから、やはりこの豊田、地元の工業力というか、まさに工学的なセンスでこの事業を監視いただいて、これまで安全操業ができてきたということにも思いを新たにしております。本当に改めて、厳しく、また温かくこの事業を見守ってくださったことに関して感謝申し上げます。

延長ということは、そういう御好意にまた甘えるということになるのは本当に心苦しいんですけども、引き続きやはりしっかり着地までこの事業を行っていくことが何より大事だと思っておりますので、また叱咤激励をお願いできればと思います。本当に今日はどうもありがとうございました。

**【委員長】** どうもありがとうございました。

それでは、本日は時間が 30 分も超過し、大変貴重な皆さんのお時間をとらせてしまいまして申しわけありませんでした。ありがとうございました。

以上で本日御用意いただきました議題につきましては全て審議を終了いたしました。事務局のほうにお聞きしたいんですが、今回の資料は全て公開でよろしいでしょうか。

**【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】** 結構です。

**【委員長】** ありがとうございました。それでは、公開ということですので、できるだけ早めに皆さんに議事録が渡るように、またホームページにも公表できるように、よろしく願いいたします。

それでは、以上で本年度第 2 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会の議題を全て終了いたしました。

進行を事務局のほうにお返しいたします。

**【事務局（白木）】** 本日は、松田委員長を始め委員の皆様、関係者の皆様、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、令和 3 年度第 2 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会を閉会いたします。

また、近々作業部会を関係者の皆様に御協力いただいて開催させていただきたいと思っておりますので、またそちらにつきましても御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、気をつけてお帰りください。どうもありがとうございました。

午後4時31分 閉会